

英国保守・自民連立政権におけるサード・セクター政策と協働施策の転換

- 公的資金を受けるボランティア組織の評価とアカウントビリティ -

立教大学 原田 晃樹 (7735)

[キーワード] ビッグ・ソサエティ、アカウントビリティ、サード・セクター

1. 研究目的

本報告の趣旨は、主に次の2点である。第一に、英国保守・自民連立政権がサード・セクターに関わる政策理念として掲げる「ビッグ・ソサエティ」(Big Society)を取り上げ、それと労働党政権時代の政策理念との同質性と異質性について、サード・セクター関連施策の変遷を通じて明らかにする。第二に、日本の内閣府・総務省等が提唱する「新しい公共」を「ビッグ・ソサエティ」に類似した概念として捉えたとき、サード・セクター政策の観点からどのような政策含意があるのかを考察する。

2. 研究の視点および方法

近年、日本では、「新しい公共」の担い手としてのNPOやボランティアに注目が集まっている。そこには、公共サービスを、NPOを含む民間にアウトソーシングするねらいが色濃く存在しており、政府だけでは対処できなくなった公共サービスの空隙を埋め合わせることが期待されているように思われる。

他方で、英国では、2010年5月の総選挙で誕生したキャメロン連立政権が、ビッグ・ソサエティ(Big Society)の理念を掲げ、ボランティア・セクターとの新しい関係構築を模索している。前政権のボランティア・セクター政策を財政再建・歳出削減の文脈から大胆に見直そうとしているその改革は、折しも日本の内閣府主導による「新しい公共」論議と重ね合わせて理解できるように思われる。

では、英国政府のボランティア・セクター政策の政策理念としてのビッグ・ソサエティビッグ・ソサエティは、どのような政策的含意を有し、ボランティア組織にどのような影響をもたらす可能性があるのだろうか。本報告では、このことについて、政府やボランティア・セクター関係者に対して行ったヒアリング調査等を踏まえ、パートナーシップやアカウントビリティに関する理論枠組みに照らして考察する。

3. 倫理的配慮

ヒアリング調査においては、本人のプライバシーに配慮して編集した。

4. 研究結果

連立政権のビッグ・ソサエティの理念は、労働党政権のそれとは次の2点で明確な違いがある。第一に、個人やコミュニティの自発性は、国家の社会に対する統制力と反比例の関係にあると捉えられていることである。連立政権は、前政権が大きな政府によって社会を過度に統制してきたと批判し、官僚主義を改め、政府規模を大胆に見直すことによって

「大きな社会」を実現できるとしている。そして、第二に、コミュニティや起業家精神に富んだ個人の自立を重視している点である。政府は、個人や家族を社会の基本的な構成単位として重視し、個人、家族、地域コミュニティとの関係性を強め、それらの自律性を高めることが、活力ある社会を築くとしている。

こうした政策理念の違いは、ボランティア・セクター政策の違いとなってあらわれている。連立政権でも、ボランティア・セクターとの関係強化を打ち出しており、実際、コミュニティ組織や社会的企業支援などの組織単体の事業化支援策（サービス事業者育成策）の多くは前政権のそれと驚くほど類似している。その一方で、連立政権は、ボランティア・セクター政策のもう一つの柱であるパートナーシップ関連施策を軒並み廃止・縮減している。個々の施策・事業には類似性が認められていても、施策の事業化支援策への重点化によって、労働党政権時代の政策とは似て非なるものになるようとしているのである。

パートナーシップ施策は、日本ではその分権的な性格を評価する向きもあるが、実際にはそれが政府の強力なリーダーシップによって進められ、規制と監査を通じた統制を強化するツールだとの批判もある。政府はパートナーシップ組織を通じて地方に一定の政策目標をノルマとして掲げていたので、地方がその目標達成のためにパートナーシップ組織を通じて協力関係を強化するほど、政府の政策目標の達成へと誘導されていくというジレンマに陥るのである。

しかしながら、他方で、パートナーシップ組織にはボランティア・セクター関係者の参加が義務づけられており、しかも、地方の中には、中間支援組織が、地域の多様な団体のネットワークを形成し、「声なき声」の争点化を促す取組をしているところもあった。こうしたところでは、ボランティア組織に対する公的資金のアカウントビリティは、単に定められた期間内に定められた事業が適切に執行され、かつ資金が適切に使われたかという、資金提供者（事業委託者）側が策定した仕様との適合性だけでなく、地域住民、当事者、当事者の支援者・団体など、ステークホルダーの声に幅広く応答できたかということも、一定程度要請された。後者の要請については、制裁を伴い他律的に統制されるというよりは、組織ミッションに委ねられる自律的責任（responsibility）として理解されるものである。したがって、量的な測定は困難であるが、こうしたアカウントビリティを要請するパートナーシップ施策によって、結果として、マイノリティのアドボカシーやコミュニティ形成といった、ボランティア組織に固有の社会的価値が発揮されやすい環境がもたらされたのである。

連立政権も、ボランティア組織の社会的機能には一定の理解を示しており、個々の契約において価格の多寡以外の付加価値を評価する手法について検討している。また、ボランティア・セクターに対しても、厳しい財政削減が続く中、公的資金が投入されることを正当化するために、自らの活動の社会的価値を説明する責任が強く要請されはじめており、中間支援組織の中には、さまざまな自己評価のプログラムを開発しているところもある。しかしながら、こうした社会的価値は、量的な測定は困難だけでなく、事業領域や組織の規模・特性によっても違いが顕著であるため、客観的に示すことが難しい。

こうした現状に対する一つの答えは、事業領域や組織の規模・特性ごとに、公的資金のメニューを作り出すというものである。本報告では、この考え方について、日本の公契約制度に照らして提起したい。